

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 13 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23720001

研究課題名(和文)「アーキテクチャの排除機能」と「身体の承認」に関する社会哲学的研究

研究課題名(英文) A social philosophical study on the exclusive function of architecture and the recognition of bodies

研究代表者

見附 陽介 (Mitsuke, Yousuke)

北海道大学・文学研究科・専門研究員

研究者番号：10584360

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 600,000円、(間接経費) 180,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、社会的排除の問題を身体論の観点から検討し、とりわけ「アーキテクチャ」つまり技術的に構築された人工的な環境が身体にもたらす排除的な作用を研究することで、社会的排除の物的メカニズムを究明した。またこれと並行して、物的水準における社会的排除と関連するものとして、物的水準における社会的包摂の可能性と必要性を検討し、それがどのような規範のもとで実現され得るかをやはり身体論の観点から解明した。

研究成果の概要(英文)：This study clarified the mechanisms of social exclusion in physical level by examining the problems of social exclusion in the light of the theory of bodies, especially the problem of the exclusive function of "architecture." On the other hand, this study examined the possibility and necessity of social inclusion in physical level and developed a norm for it.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学・倫理学

キーワード：哲学 倫理学 承認論 障害学 ケイパビリティ・アプローチ 社会身体論

### 1. 研究開始当初の背景

日本の社会があらゆる場面でシュリンクしてゆくなかで、その当然の帰結として社会的排除の問題がますます深刻になっている。様々な排除のなかで本研究がとくに焦点を合わせたのは、身体的排除の問題である。障害者はもとより、高齢化が進む中で身体の老いを生きる高齢者もまた社会的排除の当事者となっており、まさに身体的場面における排除はマイノリティの特別な問題ではなく、日本社会のマジョリティが直面する重大な問題となりつつある。

しかし、社会理論の文脈においては、貧困という経済的問題や少数民族や移民という文化的問題がしばしば社会的排除の問題として扱われてきたのに対して、身体という水準における社会的排除の問題がこれまで理論的に扱われることはほとんどなかった。他方で哲学研究の文脈においても、身体の問題は、M.メルロ＝ポンティに代表されるような、もっぱら身体を主体として扱う現象学的身体論の観点から研究されており、排除の客体としての身体を、とりわけ物的身体を扱う研究はほとんど見当たらなかった。そのため本研究は、この身体の排除という問題を焦点化するための理論的フレームワークを探し求めることから始める必要があった。その際に導きの糸となったのが、「アーキテクチャ」という分析概念であり、「身体の承認」という規範概念であった。

### 2. 研究の目的

本研究は、相互に密接に関連した二つの点を目的とした。

(1) 一つは「アーキテクチャ」の働きを、とりわけその排除機能に着目しつつ社会哲学的文脈において明らかにすることである。これにより、これまで検討されることのなかった身体的/物理的メカニズムに基づく社会的排除を明確に対象化することが目指された。

(2) もう一つは、身体的/物理的水準における社会的排除に対置されるべき規範の内容を、「身体の承認」という概念によって捉え解明することであった。身体的/物理的メカニズムによる排除を乗り越えるアクセシビリティがいかなる構築環境の下で実現され得るかを、上記のアーキテクチャの実態の分析を反映して理念的に検討することが目指された。

この両者の研究によって、比較的微視的観点から身体性のレベルにおける社会的な同一化の作用、言い換えれば社会的な排除と包摂の関係を解明することが本研究の最終的な目的であった。

### 3. 研究の方法

本研究の方法には、大きく分けて三つの要件がある。

(1) 一つは、アーキテクチャによる排除のメカニズムを社会哲学的観点から分析し、モデル化することである。この点に関して、まずアーキテクチャ概念を排除に関する社会哲学的なモデルにまで高めるために必要な理論的なサーヴェイを行う必要があった。アーキテクチャ論を展開した L. レッシングの著作『CODE VERSION 2.0』において論じられた内容を、M. フーコーの身体論、A. フィンバークの技術哲学、B. ラトゥールらのアクターネットワーク理論、また J. J. ギブソンのアフォーダンス理論などと比較することで、技術的構築環境としてのアーキテクチャと身体との関係を捉えるための基本的に理論的枠組みを構築することが一つの方法となった。

(2) もう一つの要件は、このような理論的枠組みのもとで、現実の諸事例に基づき具体的な社会的排除の場面を分析することである。本研究はフィールドワークは行わず公開された諸資料の探索を通じて事例を得るが、例えば障害に関する諸資料は技術的構築環境と身体との関係(とりわけ両者の間の機能的不一致の関係)を問う豊富な事例を提供するものとなった。

具体的には、たとえば『障害者の人権白書』(障害者の人権白書づくり実行委員会編、1998年)からは様々な場面における様々な機能的不一致の事例を得ることができ、また理学療法やリハビリに関する研究、また各地方自治体がホームページ上に公開している障害者差別の事例なども貴重な資料となった。

(3) 最後の要件は、「多文化主義」の議論を身体性のレベルへと拡張・翻案し、「身体の多元論」と「身体の承認」の理念を作り上げることである。これは、本研究が単に分析だけではなく、規範的・理念的そして批判的研究を行なう上で必須の要件である。

多文化主義に関する議論においては、マイノリティの人々の承認、とりわけその文化的差異の承認が重要なテーマとなってきた。これはマイノリティの人々がしばしば、マジョリティの人々からの非承認によって自尊心を損なわれ、低く価値づけられた自己のアイデンティティーに苦しむ点に目を向けた政治哲学的テーマである。そのような承認の問題を抱えるマイノリティとして取り上げられるのは、少数民族や移民、宗教的少数集団、ゲイ・レズビアンなどセクシャリティにおける少数集団などであるが、重要なのはここにはしばしば障害者も含まれるということである。しかし、障害者はそのようなマイノリティのなかに数え上げられながら、これまで多文化主義の議論において実際に障害の問題が中心的に論じられたことはほとんどなかった。それゆえに本研究は、障害と「身体

の承認」の問題を論じ得るものへと、特別に多文化主義の議論を拡張・翻案する必要に迫られる。

そのような拡張・翻案を行うための一つの方法となったのは、A. センのケイパビリティ・アプローチの議論を身体論の観点から捉えなおす作業であった。とりわけセンのフェティシズム批判を詳細に検討することで、ケイパビリティ・アプローチの議論を意志における自由ではなく、身体における自由を論じたものとして検討する方法が取られた。

#### 4. 研究成果

(1) 雑誌論文「物的身体と自然支配 現象学的身体論から批判的社会身体論へ」においては、アーキテクチャと身体との関係进行分析のための理論的枠組みを構築すべく、レッシングの議論と他の諸理論との比較を行った。

具体的には、とくにアーキテクチャにおける規制の「自立執行」という問題に焦点を合わせ、記号性との違いからアーキテクチャの社会的媒体としての特殊性を追究した。記号を通じた社会的規制がつねに記号を受け取りその意味を理解する主体というものを要請するとしたら、アーキテクチャによる規制は、主体ではなく物的身体に直接におよぶものとして特徴づけることができる。

この直接に物的身体へと向けられる規制は、アクターネットワーク理論の議論と比較するならば、規律訓練の「体外化」と規定することができる。フーコー的な規律訓練が規制の内面化の媒体として主体を必要とするものだとしたら、アーキテクチャにおける規制の自立執行は物的身体に直接関与することで主体を棄却するものと特徴づけることができる。本論文は、まさにこの点に着目して、技術的構築環境と身体との関係をさぐる理論的枠組みを構築しようと試みた。

その点でギブソンのアフォーダンス概念は、環境と身体との関係を捉える際に非常に有益な視野を提供してくれるものである。技術的構築環境は自然環境に手が加えられることでアフォーダンスの構造を変容された環境として理解することができるが、身体に機能性をもたらす環境のアフォーダンスは、しかし人工的に造り変えられるなかで、ある選択を埋め込まれることになる。そこにおいては多数の人々に適合する身体図式に合わせてアフォーダンスが改変されており、その身体図式に合致する身体にのみ機能性が付与されることになる。これは、逆に言うならば、その身体図式に合致しない身体には機能がアフォードされないということでもある。ここにおいて、人工的な構築環境に埋め込まれた身体図式が、そこに合致しない身体を排除する身体コードとして作用し始める。本論文は、最終的にここにアーキテクチャの排除機能を見出し、そのメカニズムを理論的にモデル化した。本論文では、主体としての身体で

はなく、このような規制の客体としての、排除の対象としての物的身体を扱う理論的枠組みを、現象学的身体論に対して「批判的社会身体論」と呼称した。

#### (2) 雑誌論文「身体の承認と「障害」

多文化主義から身体多元論へ」においては、「差異の承認」という多文化主義の規範を、文化的多元性の領域ではなく身体的多元性の領域に適用する試みを行った。

具体的には、まず多文化主義の規範として承認の問題が論じられるとき、それが主に「表象」の問題をめぐる論じられている点を確認したうえで、多文化主義の規範と障害の問題との関係を明らかにした。多文化主義の文脈において障害が論じられるときの基本的な枠組みは、障害者集団を一つの特異な文化を有する集団として理解する「障害文化論」である。しかし本論文では、障害の問題を文化的差異として捉えるだけでは、障害に固有の問題が十分汲みつくせないという点を問題視し、「障害文化論」の観点から議論を組み立てた。

障害とはいわば身体的個性と環境との間の機能的不一致と規定され得る。そして障害の問題を検討する際には、その環境として文化的環境のみならず、物質的環境をも想定する必要がある。そこにおいて承認を与えられるべきなのは文化的差異ではなく、身体的差異である。したがって障害の問題を多文化主義の承認論の文脈で検討するためには、身体多元性を承認する「多身体主義」が必要となる。

本論文はこの多身体主義の規範的内容を構成するものとしてセンのケイパビリティ・アプローチを援用する。差異の承認をもちばら「表象」の問題に即して捉える多文化主義に対して、多身体主義は差異の承認を「機能」の問題に即して捉える。身体的差異を承認するためには、環境との関係においてそれぞれの身体に機能の実現が担保されねばならないが、まさにケイパビリティ・アプローチは「ケイパビリティの平等」という理念によってこの点を規範化し得ている。本論文は、この点に依拠することで、障害に固有の問題を扱い得る新しい規範的枠組みの根拠づけを行った。

(3) 論文の形にはなっていないが、本研究は今後の研究に繋がり得るいくつかの成果を学会発表を通じて提示した。たとえば学会発表「公共圏と身体 公共性のアーキテクチャをめぐる」において論じたのは、カント以降の近代哲学、とくに政治哲学の文脈において前提されてきた主体概念における身体性の欠落という問題である。公共圏思想の伝統において自由で平等な参加者として想定されてきた主体は、もっぱら言説の主体であり、そこにおいて論じられていた自由と平等は、言説活動における自由と平等であった。

それゆえ、そのような議論の中で身体の差異と、つまり身体的多元性のもとでの平等と自由の問題が論じられることはなかった。しかし、本研究が明らかにした技術的構築環境と身体との関係を対象化する理論的枠組みと、他方で環境と身体の間の実現される機能の平等を重視し、そこに身体への承認の可能性を見る理論的枠組みのもとにおいては、この身体論の欠如という理論的欠落は許容し得ないものとなる。

この成果を今後の研究の発展につなげるためには、主体概念の身体論的再構築が必要であり、おそらくそれは「主体の間客体的脱中心化」という主題のもとで展開される。この議論は本研究の成果(1)(2)を組み合わせることによって可能になると考えている。

学会発表「排除と身体制度 障害の社会モデルの一視角として」においては、環境と身体との関係を排除の問題に即して検討する際の分析概念として「身体制度」概念を提示した。具体的には「情動的な身体制度」、「物質的身体制度」、「社会的(相互行為的)身体制度」の三つの類型を挙げ、場面別の障害の分類ではなく排除において関わっている環境の特性に応じた分類の可能性を提示した。この身体制度概念は、従来の障害学理論において扱われてきた表象を通じた障害の社会的構成の問題に対して、機能を通じた障害の社会的構成という新しい検討課題を示すものである。この身体制度概念は、本研究の成果(1)(2)のさらなる展開によって、より理論的に根拠づけられたものとなり得る。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2 件)

(1) 見附陽介、「身体への承認と「障害」 多文化主義から身体への多元論へ」、『倫理学年報』(日本倫理学会編) 査読有、第六十三集、2014、pp. 217-229

(2) 見附陽介、「物的身体と自然支配 現象学的身体論から批判的社会身体論へ」、『哲学』(北海道大学哲学会編) 査読有、第 48 号、2012、pp. 77-105

[学会発表](計 4 件)

(1) 見附陽介、「排除と身体制度 障害の社会モデルの一視角として」、障害学会第 10 回大会、2013 年 9 月 15 日、早稲田大学

(2) 見附陽介、「On the “fetishism” of goods: What did Sen criticize about Rawls’s theory of justice?」、Research Seminar on Capabilities, Values and Emotions (3rd Session monthly Seminar) (北海道大学応用倫理研究教育センター、第

5 回応用倫理研究会)、2013 年 6 月 20 日、北海道大学

(3) 見附陽介、「多文化主義から身体への多元論へ 身体への承認と「障害」」、2012 年 10 月 14 日、日本女子大学

(4) 見附陽介、「公共圏と身体 公共性のアーキテクチャをめぐって」、社会思想史学会・第 36 回大会、2011 年 10 月 30 日、名古屋大学

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

見附 陽介 (Yousuke Mitsuke)

北海道大学・文学研究科・専門研究員

研究者番号：10584360